

箱根町景観施策推進会議第7回会議 次第

日時：平成 23 年 3 月 8 日（木） 午前 9 時 30 分から正午まで（予定） 場所：分庁舎 4 階 第 7 会議室
--

1 あいさつ

2 議題

(1) 公共サインガイドラインについて

ア 色覚バリアフリーについて(講義)

講師：景観まちづくりアドバイザー 田邊学氏

イ 屋外広告物の掲出事例について(講義)

講師：景観まちづくりアドバイザー 古河正己氏

ウ 公共サインガイドラインについて

(2) その他

議題1 公共サインガイドラインについて

ア 色覚バリアフリーについて(講義) …資料1

講師：景観まちづくりアドバイザー 田邊学氏

イ 屋外広告物の掲出事例について(講義)

講師：景観まちづくりアドバイザー 古河正己氏…資料2

ウ 公共サインガイドラインの作成について…資料3

議題2 その他

日 時	平成 23 年 3 月 8 日(火) 午前 9 時 30 分から正午まで	場 所	分庁舎 4 階 第 7 会議室
出席者	会議メンバー：7 名(欠席 1 名) オブザーバー：箱根町景観まちづくりアドバイザー 田邊学氏及び古河正己氏 都市整備課：課長、勝俣副主幹、竹村主事補		
特記事項			
<p>< 町景観まちづくりアドバイザーの講義 ></p> <p>前回会議において、公共サインガイドラインの作成コンセプトについて協議したものであるが、今回の会議では、その作成コンセプトに基づき定めるべき基準等について、より具体的な知識をメンバーに提供したいと考え、町景観まちづくりアドバイザーに講義を依頼したものの。</p> <p>< 会議の公開 ></p> <p>景観施策については、各課の協力を得て全庁的に推進する必要があり、施策に係る庁内の情報共有と職員の景観知識の向上を図るため、本会議は公開として開催したものの。今後についても、適宜会議の公開を実施することとしたい。</p> <p>なお、傍聴者は次のとおり。</p> <p>傍聴者 7 名(観光課 2 名、財務課 1 名、都市整備課 2 名、環境課 1 名及び子育て支援課 1 名)</p>			
議題、会議概要等			
1 公共サインガイドラインについて			
ア 色覚バリアフリーについて (講義)			
<p>色彩の専門家である景観まちづくりアドバイザー田邊学氏から、色覚バリアフリー（色弱の人へ配慮した色彩対応）について講義していただいたもの。</p> <p>< 概要 ></p> <p>色覚バリアフリーの基本は、明るさと暗さの対比（茶地に白字など）を十分に確保することである。</p>			
イ 屋外広告物の掲出事例について (講義)			
<p>景観まちづくりアドバイザー古河正己氏から、広告物業を営む視点から屋外広告物の掲出事例について講義していただいたもの。</p> <p>< 概要 ></p> <p>今の時代に屋外広告物を規制することは、売り上げの減少に直結するものであり、事業者にとっては死活問題である。</p> <p>自治体が法規制において屋外広告物を規制していくには、その目的を明確にし、事業者への理解を求めていく必要がある。</p>			
ウ 公共サインガイドラインについて			
<p>次のとおり、公共サインガイドラインについて協議した。</p> <p>< 協議結果 ></p> <p>公共サインガイドラインのコンセプトについて</p> <p>今回の景観まちづくりアドバイザーからの講義及び本会議での協議結果を踏まえて、事務局でガイドラインの作成コンセプトについて、見直し案を作成し、それに基づき次回会議にて協議することとなった。</p>			
< 各議題の詳細については、別紙のとおり >			

<p>議題</p>	<p>(1)公共サインガイドラインについて ア 色覚バリアフリーについて(講義) 講師:箱根町景観まちづくりアドバイザー 田邊 学氏</p>
<p>講義の内容 (田邊 学氏)</p>	<p>1 色彩とは 色彩とは 光がなければ、色は見えません。私たちが見ている色は、色覚をおこす光です。 色覚を起こす光 光は電磁波の一種であり、私たちが見ている色は、眼に見える電磁波です。色は、人間の受容器官が感受できる光(可視光)ということになります。 眼球の構造 眼は、直径約22mm程度の球体で、日本人は、虹彩の色素が多いので瞳が黒いです。虹彩によって色のみえ方が変わるわけではなく、虹彩はカーテンのような役割を果たします。 視細胞 眼の網膜には、2種類の視細胞があります。「すい体」は、明るいとこで働き、色を見分けたり、かたちの細部を見分ける能力があります。「かん体」は主として暗いところで働き、明暗を見分ける能力があります。 「すい体」は反応する色域が異なる3つの種類があります。光の3原色にあたる、赤・緑・青紫(RGB)それぞれに反応する3種の「すい体」があり、それらの応答の組合せによって、あらゆる色を感受していると考えられます。</p> <p>2 色弱の要因と特性 色覚の異常 色覚の異常は、伴性遺伝(X染色体劣性遺伝)のため、女性はごく少数(0.2%)赤または緑すい体が欠落している二色型色覚、赤または緑すい体に異常がある異常三色型色覚の人は、日本人男性の約5%(300万人超)を占めます。これは、日本におけるA B型の人数や障がい者手帳の交付数よりも多い数字です。(白人:約8%、黒人:約4%) 最近では、すい体が欠落している場合を強度の色弱、異常がある場合を弱度の色弱といいます。 一般の人は赤と橙、黄緑と青緑は似た色と認識しています</p>

が、色弱の人には赤と青緑、橙と黄緑が似て見えます。明度が同じという条件で、赤、橙、黄、緑の混同が起こると考えられます。また、青すい体の異常者は極めて珍しいため、色覚バリアフリーの対象から除外して考えられる場合が多いです。

色覚バリアフリーの課題

色弱者の色知覚特性に基づいた2色間の色差を正確かつ簡単に検出する方法は十分に確立されていません。このため、各種資料等による見やすさの解説は理解しにくい部分があります。

色弱はすい体の欠損または異常によって引き起こされていますので、色弱者にとって色相の判別はしにくい場合でも、明暗の判別には問題が少ない場合が多いです。

このため、色覚バリアフリーの基本は、明暗の対比を十分に確保し、すい体に依存しない配色を心がけることであるといえます。

3 かん体を生かす

判読性の低い配色

色相差や彩度差が大きくても、明度差の少ない配色は判読性が低いです。色弱者が判読しにくい配色は、一般の色覚をもつ人にも判読が困難です。

判読性の高い配色

明度差が十分にとられた配色は判読性が高いです。

色弱者が判読しやすい配色は、一般の色覚をもつ人にも判読しやすいと考えられます。

ユニバーサルデザインの配色

色覚ユニバーサルデザインの立場から、識別性や判読性を要する2色配色の間には、下限として明度差3以上の差をもたせることが望ましく、その値は大きい方がよいです。

その判別方法としては、明度差の大小を見分ければよいので、モノクロコピーを使った簡易判定が有効です。モノクロコピーでも、読みやすい配色は判読性が高いといえます。

4 まとめ

公共サイン計画

色弱者が判読しやすい配色は、一般の色覚者にも判読が容易であり、優しいサイン計画の基本となります。

ポイントは明度差...色覚バリアフリーの基本は、明るい色と暗い色を適度に組み合わせる工夫にあります。

色彩ばかりが情報ではありません。地模様や輪郭線、書体に変化をつけたり色名を添えることで、色覚への偏重を避けることも大切です。

多様なメディアを組み合わせた情報ネットワークや気軽に声かけられる温かい地域社会をつくることも大切だと思います。

町公共サインへのアドバイス 障がい者ピクトグラムの解説看板



このサインは、ピクトグラムを使用していますが、規格と多少違う部分があります。また、文字の大きさが非常に小さく、判読しにくいと思います。

来庁舎専用駐車場の案内看板



このサインでは、ポップ体を使用しています。行政は、よく親しみやすさを考慮してポップ体を使用されることが多いですが、実は不特定多数の人にとっての読みやすい書体ではないので、新ゴシック体などを使用される方が良いと思います。

アイドリングストップ周知看板



このサインでは、イラストを使用していますが、そのイラストの意図が分かりにくいと思います。

意見等

本講義について、出席者に意見等を伺ったもの。意見等については次のとおり

色覚バリアフリーに対応した色彩、フォントの使い方等大変参考になる講義でした。ありがとうございました。今回の講義を踏まえて、箱根での運用を考えてみますと、町内のほぼ全域が国立公園に指定されているため、自然公園法を遵守していかなければなりません。自然公園法では、広告物の色彩は緑・白・茶・黒の4色のうち3色以内となっています。この3色のなかで色覚バリアフリーに対応していくことを考えていかなければなりません。(生涯学習課)

色覚バリアフリーの視点から考えますと、茶地に白字という配色は非常に評価が高いですし、その4色のなかで明度差をつければ対応できると思います。(田邊氏)

今年度、元箱根の石仏群の看板を作成したのですが、ベースは黄緑色で文字は白としました。夏場は周囲の自然景観に馴染んでいたのですが、現在は看板の色が突出しているように感じます。色の問題というのは、慎重に取り組まなければならないということを改めて実感しています。(生涯学習課)

前回の会議で、環境省箱根自然環境事務所の東岡所長が、茶地に白字という基準は、それまでの事例を踏まえて定められた基準であるとおっしゃっていましたが、茶色というのは土の色や木の幹等動かないものと同色なので、馴染みやすい色ではあります。緑色だと、ご意見にもありましたように冬の自然景観には馴染みにくいと考えられます。ただ、彩度を下げれば馴染みやすくなると思います。(田邊氏)

講義のなかで彩度という用語が出てきましたが、彩度とはどのような意味なのでしょう。(都市整備課)

分かりやすく言いますと、彩度「あざやかさ」です。派手か地味かということになります。(田邊氏)

私の仕事では、看板を作成する機会はあまりないのですが、児童の保護者向けの配付物は頻繁に作成しています。先生が講義のなかで話されたように、親しみやすい書体としてポップ体を使用することがよくありますが、新ゴシック体を使用した方が良いでしょう。(学校教育課)

ターゲットによると思います。不特定多数に分かりやすい書体として新ゴシック体を挙げましたが、今言われたケースですと、児童の保護者というターゲットがいますので、そのターゲットを考慮した書体としては、良いのではないでしょ

	<p>うか。(田邊氏)</p> <p>私の課では、幼稚園や保育園を所掌しているのですが、それら建物の色彩は、子供たちに親しみやすいように、やわらかい色合いを使うことが好ましいと考えています。しかしながら、周囲の景観に配慮していくこととなると、こげ茶等の渋い色を使用することも検討していかなければなりません。子供たちと周囲の景観、その異なるターゲットをどのように捉え、色彩を決めていくのが難しいと感じました。(傍聴者・子育て支援課)</p> <p>そのようなケースで地域住民が幼稚園の色彩を提案し、採用された事例があります。その概要は、園舎の直接子供たちが活動する場所においては、ご意見にあったようなやわらかな色彩を使用し、道路側は周囲の景観に配慮した色彩にした、というものです、ご参考いただければと思います。(田邊氏)</p>
--	---

議題	<p>(1)公共サインガイドラインについて</p> <p>イ 屋外広告物の掲出事例について(講義)</p> <p>講師：景観まちづくりアドバイザー 古河正己氏</p>
講義の内容 (古河 正己氏)	<p>1 景観条例について</p> <p>景観条例は1968年に金沢市が制定した「伝統環境保存条例」が最初とされています。金沢は古くから古民家が保存され美しい町の景観を支えていましたが、近代建築物の建設が進み、以前よりあった町の景観を守るために施行されました。つまり、条例以前の守るべき姿があって、そのイメージを保全するのが目的です。</p> <p>現在の全国に広がる景観条例は1969年に宮崎県が制定した「沿道修景美化条例」が元であると思われます。キレイかキレイじゃないか?という個人的に揺らぐ美的観念を如何に法令化するのかが大変難しい所だと思います。</p> <p>小田原を中心とした県西2市8町では、足柄上郡5町を除いた小田原市・真鶴町・箱根町・湯河原町・南足柄市が景観行政団体となっています。</p> <p>ただ、東京都では景観行政団体は12区に留まり、残りの11区や西東京地区はいずれも景観行政団体にはなっていません。</p> <p>2 経営者から見た看板規制について</p> <p>現在の平均的な景観条例を施行した場合、その地域の商業が</p>

活性化されるかと言えば、多くの場合で当てはまらないので、経営者の多くは施行に批判的です。

例えばある市町村の国道沿いの整備によって、電信柱が消え歩道は3m巾と広くなりましたが、駐車がしにくくなった為、そこに栄えていた商店街はほぼ消滅しました。

商店街の事業を考えて時間駐車場を設ける事を、活発的に行われている自治体もありますが、地方に行けば行くほど、商業・経済が無視される傾向にあるようです。

景観条例が誰のためのものか？住人が求めるものか、地域商業者が求めるものか？観光客が望むものか？それとも、まったく関係のない場所でまったく利害関係の無い人々によって作られているものなのか？そこに住む、そこを活用する人々にとって、どのような着地点があれば良いか？もう少し考える余地があるような気がします。

3 景観条例と時代背景

一つ首をかしげたくなる事があります。景観を大切にすると
言う行動や活動は重々大切な事だと思っています。が、現在の
多くの景観条例が作られた時代背景は、現代の環境とまったく
反対にあるような気がしてなりません。

景観法の素案づくりが着手されたのが1990年頃、日本はバブル経済のピークでした。この時点の経済は圧倒的な需要過多の時代で、看板や広告の必要性は感じられませんでした。が、ある種の富の象徴としての「センス悪い看板やポスター」が町の景観を損ねていたと言う印象は確かにありました。

その頃ならば看板の数を半分にしても、経済には何ら影響が無い状態であった事は確かです。ですが、時代は大きく変化しました。

バブルは崩壊し、圧倒的な需要は過ぎ去り、供給過多のデフレスパイラル経済に入りました。多くの事業が倒産し、消費は冷え込み、中小企業環境はこの半世紀で最悪と言って過言ではありません。

景観条例が悪いと言う訳ではありませんが、それを批准すると売上が減ってしまう事業がある事実。その背景に多くの就業者の家族・生活がかかっているという事実。事業が落ち込めば事業による税収も減少すると言う事実。

経済の復興、政府行政の税収の改善などを考えれば、それに逆行する条例内容で無い事を望みます。

4 箱根という立地

箱根は、他とは違う場所である事を行政・民間・外部が明確に意識しなければなりません。

行政事業の多くは、他の地域で施行された事業のコピーですが、箱根のようなフラッグシップ（旗艦）エリアにおいては、横並びの真似事では通用しません。

日本のありとあらゆる観光地の見本となるのです。箱根のYESはたちまち日本全国の観光地の常識となります。それ故に慎重に、且つ、正確に活動しなければなりません。

箱根に於いて「何のため」に景観条例を用いるのか？それは観光客がスマートに問題なく、箱根の価値に触れられ、何の不便もなく、良い思い出としてクロージングできる事＝経済価値が高い事だと思います。

何のために＝明確な目的＝コンセプトを立て、日本で最も新しく、最も人々の為になる「歓迎される景観条例」を策定すべきです。

また、箱根にはそうあって欲しいと願います。

5 新しい景観条例のあり方

看板制作技術の進歩の考慮

FF（フレキシブルフェイス）・バナー利用・PV（プロモーションビデオ）の動画看板・大型サインの短期掲示（インパクト）

事業者利益の尊重

事業者規制協力を求めるならば、事業者利益をしっかりと考慮しなければ意味のない条例となります。

改修する場合の補助制度等、批准しやすい環境整備

基本的に条例が後で批准する場合に多くの費用がかかる場合、スマートに批准できる仕組みが求められます。条例に批准すると事業や地域がより繁栄するのであれば補助は要りません。

イメージのグローバル化

日本の伝統文化に対する現代日本人が抱くイメージは、日本を訪れる多くの外国人と殆ど違いがありません。

浅草の浅草寺商店街に外国人だけにしか売れなかったチョンマゲのカツラや派手な和服を売るお店がありますが、近年は日本人の割合が急激に増えています。

日本人と外国人の意識・ファッションセンス・文化は既にグローバルスタンダード化・ボーダーレス化しています。

現在、白川郷や高山の古民家がもてはやされているのも、外

	<p>国人だけでなく日本人が今は無き古き日本の文化に大きな同意を抱いているからに他なりません。</p> <p>つまり、より日本らしく演出する事は「景観条例」と言う曖昧なものではなく、明らかな事業戦略なのです。</p> <p>多くの行政府が景観条例と称して古民家風の表現・イメージを導入しようとするのは、観光イメージの強化であり、景観とは少し離れています。</p> <p>人が綺麗と感じるベースは千差万別です。コントラストが効いている雨上がりの景色をキレイと言う反面、看板や建物の色彩にはコントラストの無い景観を求めます。</p> <p>時代背景・町のコンセプトに合わせるべき看板・広告物を、目的もなく色の統制をかけたり、サイズで制限するのはいささか乱暴なような気がします。</p>
意見等	<p>本講義について、出席者に意見等を伺ったもの。意見等については次のとおり</p> <p>先生の行政に対するお話を聞いて、まったくそのとおりだと思いました。景観の視点からですと、過度な屋外広告物は掲出するべきではないと考えられますが、一方で民間事業者の皆さんの立場からですと売上を伸ばすために屋外広告物を掲出しているのであって、法規制を行う行政の立場ではありませんが、非常に葛藤しています。(財務課)</p> <p>本来、行政は事業者のため、地域住民のためにあるものだと思いますが、その基本的精神から離れているような姿勢を感じることがあり、このような講義をさせていただきました。行政としてどうしていくべきかを真剣に考えていただいて、事業者、地域住民とのいい着地点を見つけられればいいのではないかと思います。(古河氏)</p> <p>おそらく、「店づくり」と「町づくり」の違いなのではないかと思います。民間事業者は当然ご自身の店をどうしていくのかを考えます。一方行政は幅広い視点でこの地域をそうしていくのかを考えます。それぞれの民間事業者が売上があげられるとともに、地域全体としてどうしていくかを行政は考えていかなければなりません。その役割の違いだと感じます。(田邊氏)</p> <p>これまで、箱根町はその知名度や都心からの利便性に安心していた部分があったのかもしれませんが。まだまだ観光資源は掘り起こせば色々なものがでてきます。(生涯学習課)</p>

	<p>行政も民間も観光客が減少しているなかで、まちづくりについては、現状でも切迫感がないのではないかと感じます。これまで真剣にまちづくりについて考えてこなかったのかもしれない。(事務局)</p>
--	---

議題	<p>(1) 公共サインガイドラインについて ウ 公共サインガイドラインについて</p>
事務局からの説明 (竹村主事補) 資料3	<p>資料3をご覧ください。前回の会議でいただいたご意見を踏まえ、ガイドラインの作成コンセプトと公共サインの定義についてその内容を追加しています。作成コンセプトについては、前回お示しした4つのコンセプトは有機的に絡め、定めるべき基準を作る旨記載しました。公共サインの定義については、前回の田邊さんの講義を参考に、新たに「位置看板」を定義づけることとしましたのでご確認ください。</p> <p>今回は、町の景観まちづくりアドバイザーである田邊さん、古河さんにそれぞれの専門分野についてご講義いただきましたが、それら講義を踏まえて、前回会議でお示ししました公共サインガイドラインの作成コンセプトなどについて、今一度皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
協議	<p>公共サインの定義に位置看板を追加したのは、良いと思います。位置看板は掲出数も多いと考えられるので、それを定義づけることで幅広い考えで基準を設けることができると思います。(田邊氏)</p> <p>利用者が一番知りたいのは「ここはどこだろう?」ということです。箱根町内では通常の企業カラーではなく、景観に配慮された屋外広告物がありますが、利用者は色で判別しますので、正直、分かりにくくなると思います。(古河氏)</p> <p>ただルールをつくれれば、町の景観が向上するという訳ではないので、1つ1つの基準の質を高めていく必要があると思います。例えば、自然公園法により設定されている緑や茶などのなかで、その明度などの幅を研究し、ガイドラインにふさわしいものを決めていくのはいかがでしょうか。(田邊氏)</p> <p>既存の規制の在り方を検討する必要があると思います。景観に配慮した規制を考えるだけでなく、箱根のブランドイメージ</p>

を高めるような屋外広告物の基準を作るべきです。例えば、関所通りを江戸時代を彷彿させる色彩にするのであれば、朱色を使うことも考えられますし、黄色もその明度によっては使用してもいいのではないかと考えます。現在の規制はどのような根拠に基づいて定められているのでしょうか。(古河氏)

景観計画に基づきお示ししている色彩のめやすは、他市町村において商業系及び住居系の用途において採用されている色彩基準としてスタンダードなものを取り入れています。良好な景観形成への取り組みを実施する上で、公共サインガイドラインによってパブリックイメージを高めるとともに、屋外広告物の掲出について町がその範を示したいと考えています。(事務局)

現状の屋外広告物の規制は、自然公園法にしる、屋外広告物条例にしる、掲出する業者としては、その面積、高さ、色彩の規制に対する根拠が不明確であると感じます。また、屋外広告物にはその年代で流行があります。その流行に対応していくには、現行の法令規制は古い考え方であると感じます。(古河氏)

前回、公共サインガイドラインのコンセプトとして屋外広告物の調査・研究及び民間事業者への提示を掲げましたが、これまで、古河さんのお話を聞いていると、公共サインと屋外広告物はその性質が違うと思います。「本ガイドラインの策定を、屋外広告物の調査・研究の一環として捉え、町としての屋外広告物の在り方について検討する」というコンセプトについては、再検討する必要があるのではないのでしょうか。(財務課)

公共サインと屋外広告物はそもそもその役割が違うので、ガイドラインの基準を屋外広告物にあてはめていくのではなく、別途、検討する必要があると思います。(田邊氏)

公共サインガイドラインにしる、屋外広告物の規制にしる、ユーザビリティを取り入れる必要があると思います。例えば、20代の女性にヒアリングするといいかもかもしれません。いずれにしましても、民間を入れたなかで、ガイドラインの策定を行い、それを積極的にプレスリリースする必要もあるかと思います。そのような方針をガイドラインの作成コンセプトに入れてみてはいかがでしょうか。(古河氏)

結果

今回の景観まちづくりアドバイザーからの講義及び本会議での協議結果を踏まえて、事務局でガイドラインの作成コンセプトについて、見直し案を作成し、それに基づき次回会議にて協議することとなった。